

## 北海道障がい者施策推進審議会・第3回意思疎通支援部会

日 時：平成31年3月15日（金）  
18時00分～19時30分  
場 所：かでの2・7 520研修室

出席委員：橋本部会長、三浦委員、佐藤委員、佐々木委員、島委員、泉委員、沖村委員、  
畑中委員、高橋委員、松井委員、武田委員、渋谷委員、吉田委員、  
欠席委員：岩間委員、加藤委員、池部委員  
事務局：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長 東  
社会参加グループ 加藤主幹、澤田主査、日下主任、筒井主事

（事務局 加藤）

それでは、定刻になりましたので、平成30年度第3回意思疎通支援部会を開会させていただきます。

本日は手話通訳、要約筆記通訳介助の支援者の方々の情報保障をお願いしております。

マイクを使用いたしますので、発言される場合は挙手していただきますようお願いいたします。また発言に当たりましては、初めにお名前をお願いいたします。

本日は岩間委員、加藤委員、池部委員より欠席のご連絡をいただいております。

申し遅れましたが、私、障がい者保健福祉課の加藤でございます。

本日の会場の状況でございますが、私、かでの会議室の通路側の方に座っておりますが、私から見まして、右手に武田委員、松井委員、渋谷委員がお座りになってます。

私の左手に、東課長、澤田主査、90度曲がりまして高橋委員、佐藤委員、佐々木委員、吉田委員、また90度曲がりまして、窓側が畑中委員、泉委員、橋本部会長、三浦委員、三浦委員には、今回初めて参加していただきました。そして、沖村委員です。

スクリーンが、私から見て右手の方にございます。左手の方に傍聴席がございます。

それでは、ここからの議事進行につきましては、部会長をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

（橋本部会長）

部会長を務めさせていただきます橋本といたします。

それではここからは私の方で進行させていただきます。

初めに、本日の日程と予定の議題、資料について事務局から説明をお願いします。

（事務局 澤田）

事務局の澤田です。

本日の日程と資料について説明いたします。

本日の議事につきましてはお手元に配付の次第のとおりとなっております。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

今、言いましたとおり次第が一部ございます。次に、委員名簿が1枚付いております。

資料1といたしまして、1ページの資料となっております。

そして本日、追加資料ということで、一部、1枚ものの資料を皆様にお配りしております。配付漏れ等があればお知らせください。

事務局からの説明は以上です。

(橋本部長)

まず議事に入る前に、前回の部会で協議いたしました「(仮称)障がいのある方に対する情報保障のための指針案」、これについて事務局から現在の進捗状況の報告をお願いいたします。

(事務局 澤田)

指針の作成状況を報告いたします。

前回の部会及びそののちの意見照会により頂いたご意見をもとに事務局で修正等をさせていただきまして、2月中旬頃、委員の皆様にも最終の意見照会をさせていただきました。

その際、若干の修正意見等がありましたので、再度修正を行いまして、皆様に協議いただきました第2章・第3章部分はほぼ完成となり、現在、絵や図、写真などを追加する作業を行っております。

また、第1章、その他参考資料の調整もしており、3月末までの完成に向けて現在も作業を行っているところです。

本日、お配りした追加資料1枚ですけれども、これまで指針の名称を仮称とさせていただいておりましたが、今回お配りした追加資料に記載いたしましたタイトルに決定させていただきたいと思ひまして、皆さんにご提案をさせていただきました。

これまでは「障がいのある方に対する情報保障のための指針」としていましたが、今回、「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」という名称にさせていただきたいと思っております。

ご意見等ございましたら、よろしく願ひいたします。

(橋本部長)

そうしましたら、指針のタイトルを追加資料として提案されているもので決定してよろしいかということをお諮りしたいと思います。

提案内容は、「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」です。

これが表紙になるということです。

これについて、ご意見或いはご質問、確認がありましたらご発言をお願いいたします。

佐藤委員から手が挙がりました。

(佐藤委員)

配慮という言葉が入ったのは、とても良いと思います。  
賛成です。

(橋本部長)

賛成というご意見です。

配慮という言葉がとてもよろしいということですね。

他にご発言あればお願いしたいのですが。

今、島委員から賛成ですという発言がありました。

渋谷委員からも賛成という声がありました。

沖村委員からも賛成ということでした。

今、部会長の席に向かって皆さん、満面の笑みを向けてくださっておりますので、それでは、追加資料にある表紙のタイトルということで決定させていただきたいと思っております。  
ありがとうございます。

では続いて議事に入ります。

協議事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 加藤)

事務局の加藤です。

それでは、資料1に沿って説明をいたします。

初めに、障害者情報提供施設についてです。

この施設は、視聴覚障害者情報提供施設として、身体障害者社会参加支援施設の一つとして定められております。

まず、視覚障害者情報提供施設ですが、この施設では、点字刊行物、視覚障害者用の録画物、点訳を行う施設となっております。

道内には資料では5ヶ所と記載されておりますが、申し訳ございません。正しくは、旭川市を入れて6ヶ所となっております。6ヶ所整備済みとなっております。

この6ヶ所は、法律上の施設ということになっております。

しかし、聴覚障害者情報提供施設は、札幌市の施設のみとなっております。道としての整備が課題となっております。

昨年4月に施行いたしました意思疎通支援条例及び手話言語条例の制定を契機といたしまして、未整備である聴覚障害者情報提供施設の開設について具体化に向けた検討を進めているところでございます。

そこで、本日は、聴覚障害者情報提供施設のあり方について、という議題にさせていただき、皆さんからご意見をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

次に、聴覚障害者情報提供施設について、順番に説明をいたします。

聴覚障害者情報提供施設の主な機能は、身体障害者福祉法及び施行規則によりまして、手話をつけた録画物の製作や貸し出し、手話通訳等を行う者等の養成または派遣、情報機器の貸し出し、相談等と定められております。

北海道では、情報提供施設はありませんが、ただいま説明いたしました機能は、字幕ビデオライブラリ事業や、手話通訳者養成派遣事業など、個別の事業として実施をしております。

現在の施設開設の動向でございますが、道ではこれまで聴覚障害者情報提供施設の開設に向け、北海道ろうあ連盟さんをはじめとする各団体の皆様と意見交換を行ってきたところでございます。

現在は、ろうあ連盟の設置運営による施設の開設を検討しておりまして、事業内容等につきまして、私どもと協議させていただいているところでございます。

聴覚障害者情報提供施設の開設と同時に全ての機能を情報提供施設に集約し、充実させるということは理想ではありますが、現在、各団体をお願いしている事業もございまして、すぐには難しいことから、機能の充実を段階的に進めていきたいと考えているところでございます。

施設のあるべき姿や、求められる機能について、皆様のご意見を伺い、整理してまいりたいと考えております。

まず道として必要と考えているものにつきましては、北海道の広域分散型の特性に応じた機能でございまして、災害時の対応や ICT の活用、手話通訳者の広域な対応等についてでございます。

情報提供施設という形が出来ますので、北海道の特性に合ったもので、地域で暮らす聴覚障がいのある方々が必要とされるサービスを提供できる施設であって欲しいと考えております。

北海道の特性に応じてどのような機能が求められるのか、皆様方からご意見をいただければ幸いです。

よろしく願いいたします。

(橋本部会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明にありましたように、部会では、まず、施設のあり方というところでご意見をいただきたいと思っております。それが一つの柱です。

それから現在、北海道ろうあ連盟が軸になって、設置運営することを検討中であるというお話を伺いました。

このろうあ連盟による設置運営につきましては、後ほど状況をご説明いただくことにしまして、まず、この議事になっております広域北海道の聴覚障害者情報提供施設のあり方、あるいは、求められることについて、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

それでは、ご意見ありましたら、挙手をお願いいたします。

広域であるということ、あるいは災害対応とか、色々な観点から思うところがあるかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

武田委員から、手が挙がりました。

(武田委員)

北海道手話サークル連絡協議会の武田と申します。

私どもの方で、役員ですとかメンバーでこのことについて、意見交換などをした結果をここで話ししたいと思います。

一番のテーマは、行政だけではできないことをどう情報提供施設でやってほしいのかというのがあります。

去年北海道で大きな地震が起きました。そのことについて、私どもでは、加盟する会員さんたちが集まって、現状がどうだったのかという話をする機会がございました。

そのときに出た意見等踏まえまして、私どもの方の意見をここで今述べさせていただきたいと思います。

今の現状でいいますと、各振興局に手話通訳者が設置されております。身分の部分で言うと、正職員ではないわけですね。

非常勤という形です。正職員であれば、もっと実際に動ける部分があるのではないかという意見があります。

情報提供施設の本部の正職員であれば、動きやすくなる。今のままでは動きに不足が出るということがあります。

調査や報告義務があるが、基本的には、初動段階ではノータッチになってしまう。起きた後のことは対応できますが、起きてすぐやることは情報収集のみになってしまうというのがあります。

やはりその情報収集をするというのも、正職員でなければできない部分というのがあるのだと思います。

今の状況でいうと、手話通訳を必要とする被災者に対して、何もできない部分というのがあると思います。それが今の実態、そういう実態があると思います。

まず手話通訳者の身分や情報提供施設の正職員にすることがまず必要だと思いますし、そうすると、安否確認ですとか情報収集にすぐ向かうことができると思うんですね。その災害が発生したところに近い振興局の職員が出向いていけるということになると思うんです。

北海道の場合は、先ほどもありましたように広いですから、すぐに札幌から本部から人が行くということはとても難しい現状があると思います。

また、手話通訳者も同じですけれども、1人で行ったときに責任が重くなってしまうということもあります。

ですから、例えば手話通訳の通常の業務の他にも、災害時の対応が出来る訓練を職員にしてもらおうとか。そうしないと自助、自分で助けるのが7割、共助、お互いに助けるのが20。公助のところの助けが10という割合のままていくと思うんですね。公助を上げていかなければいけないと思うんですね。

自助、自分が助けるという部分を減らすのではなくて公共の支援を増やしていかなければいけないと思います。

今回の地震が起きたときに手話サークル員、地元の手話サークルの役割はとても大きかったです。

やはり聞こえてくるのは、行政は何もしてくれないという声が聞こえてきます。

そんなことを言われないうえにも情報提供施設の職員の身分という部分もありますし、行政は何もしてくれないというような情報提供施設になってしまっただけではいけないと思っております。

私どもの加盟する団体さんたちからも、やはり行政がやって欲しかった、助けて欲しかったという声は多く出ています。

いろんな地域ごとにマニュアルを作ったりですとかいろいろな対応をしております。

それを情報提供施設でやっていただき、道と同様に動いていくということがすごく大切になるのではないかと思います。

(橋本部会長)

ご検討をいただいた今のご説明すごく重要なところが、いくつもいくつもあると感じました。

他の皆さんからも発言をいただけるでしょうか。

武田委員がかなり前提となる発言、意見をくださいました。

いかがでしょうか。

渋谷委員から手があがりました。

(渋谷委員)

北海道手話通訳問題研究会の渋谷です。

協議事項の前に言うべきであったと反省しています。あり方の前に、2019年度に配布される「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」作成(案)を基に、具体的な議論をすと思っていたものですから、議題提案をされてから北海道手話通訳問題研究会としては、全体の協議もできず、十分な意見集約もできないまま渋谷は参加しております。

実は、以前に北海道では「誰もが暮らしやすい地域作りのために」というパンフレットを作成されていて持参しました。

これは人権啓発活動、地方委託事業とあり、パンフレットの下に北海道とあります。このパンフレットは、障がいのある方からのご意見をいただき作成されたものです。

私はここで議論してきた冊子が、地域・行政で様々な活用をされ広がっていくのだと思います。前回の会議でも話しましたが、障がいを持っている方々が理解をしていくために、見てわかりやすいパンフレットを作成することが大事だと思います。このようなパンフレットを作成するために、もっと議論ができるのではと思っていたのでとても残念です。

それで、あり方についてですが、先程、事務局のご説明によると、全ての機能を集約することを理想としても、すぐには着手できないため、段階的に進めていくとありました。

北海道の情報提供施設というのは、全国で最後の設置になると思います。

札幌は2005年に開所し、2006年には手話通訳者派遣事業、養成事業が当事者団体の委託事業として実施されています。

ここにかかわる事業を展開するには、かなりの日数をかけて検討してきております。

今、北海道が目指している、4番目に書かれている災害の対応、ICTの活用、手話通訳者

の広域的な対応などの項目が、今現在行われている事業の中で、どの程度達成されているのか又は不十分なのか、また、全国にたくさん情報提供施設がある中、最後になる北海道として北海道の広域・分散型の特性に応じたというところを、もう少し事務局よりご説明をお願いしたいです。

私は、札幌市で業務として手話通訳者派遣や養成事業をしているので、十分に、その事業の難しさも日々感じています。これが北海道という広域になると簡単に意見が言えないです。

今現在がどういう現状で、スタートするのか、ある程度もう少しご説明がないと、意見が言えないです。以上です。

(橋本部長)

渋谷委員のご発言、一点目は、指針について内容の確認が必要であったり、あるいはわかりやすさが必要であるという意見をいただきましたけれども、指針をわかりやすい形で提示するという方向性をどこで踏まえていくのかというように問いかけも含まれていたと思います。

それから、2点目は、聴覚情報提供施設で行われる業務について、北海道としての現状をもう少し事務局からお話をいただきたいということだったと思います。

これについて事務局からご発言を先にいただいてもよろしいでしょうか。

(事務局 東)

事務局の東です。

まず渋谷委員から質問のあった関係です。

指針については、これまで、委員の皆様にもご照会した内容で、一旦、年度内に完成して、道の職員向けに配布をしたいと思っています。

また、この指針については、民間の方や、道民の方にもぜひ活用していただきたいと思っていますので、一般の方向けにも公表していきたいと考えています。

また、わかりやすいお知らせの仕方に、留意した方がいいのではないかというご意見をいただきましたので、そういった点については、今後、我々も引き続き、意思疎通支援条例や手話設置条例の啓発活動をしていきたいと思っていますので、そういった際にわかりやすい資料等も検討したいと思います。

つづいて、情報提供施設のあり方の関係ですけれども、現状としては、各都道府県の中で、この聴覚障害者情報提供施設というものが開設されていない都道府県は、北海道だけという状況であります。

最初の説明でお話ししたとおり、情報提供施設で行いたいとされている機能については、これまでの関係する団体の皆さんに事業を委託するという形で、道内で事業に取り組んできております。

しかし、やはり行政でお願いしている委託事業だけではできないこと、武田委員からもありましたけれども、他県では情報提供施設というものがあることで、臨機応変に対応してもらっている部分もありますので、北海道においても、まず施設の開設というところを

目指そうということで、現在ろうあ連盟さんと協議をさせていただいているところです。

道の求める機能ということで、3点ほどお示ししていますが、今時点では、具体的にどのように事業化できるかということは、まだ協議中のことなので、ここでお話しはできないですが、これまで道の方から各団体に事業をお願いしてきましたが、この情報提供施設というものを始めるにあたっては、きちんと情報提供施設の職員を確保し、そこで今後の聴覚障がい者の情報提供に関する業務をきちんと企画運営できる体制をまず作っていかうと考えております。

その中で、順次段階的な充実ということをしては進めていきたいと考えているものです。

(橋本部長)

系統だった役割をまず作っていくというためのまず第一歩として、スタートさせていきたいということですね。

ほかに発言ありますでしょうか。

泉委員お願いします。

(泉委員)

北海道身体障害者福祉協会の泉でございます。

まず一番目、全体的なイメージがまだ自分には見えてきてません。

その辺がもう少し情報があればいいのかなと思いました。

それと二つ目に、関係する事業の中で、私どもがやっているのは要約筆記者の養成派遣、盲ろう者通訳・介助員の養成派遣です。私どもから言わせると、別にその施設の中に入らなくても結構です。

私どもだけでやらせていただければいいと思いますし、道が私どものところに委託しないと言われればそれまでですけども、特に特段の理由がなければこのままやっていくべきなのかなと思っています。

それと3番目の問題に関して、なぜろうあ連盟さんなのかと、ろうあ連盟さんに、どうのこうのは一切ないですけども、もっと公平公正に企画提案があってもよいのではないかなと思います。

あるいは独立機関で運営すると、そういうようなことも必要ではなかったのかなと、それは当然頭の中にあつたのではないかと考えております。

また、佐藤委員とはこれまでいろんな話をしてきました。平成26年くらいですか、課長が主幹の頃に、色々な話もしました。

平成17年には札幌市との話が不調に終わったという話も聞いております。

色々な経緯があつて、その中で法律が変わってきたのも現実だろうなと思っております。

もう少し公平な立場でどこにも偏らないようなもののやり方をやってほしい。決して偏っているという否定的、既定概念で言ってるわけではないです。

それと4番のこの災害の関係ですけども、もはや今、想定内の災害はありえないです。

全てが想定外でしょう、ブラックアウトなんて、誰が想像したのでしょうか。誰も想像し



なかったはずです。離島までもブラックアウトですから。

そのような中で、なぜ手話通訳者だけなのか。手話を知らなければ、手話通訳者が行っても意味がないんです。

やっぱり、要約筆記者も必要だろうし、点字のわかる方も必要だろうし、精神・知的を含めると、保健福祉士なども必要だろうと思います。

これはお金のかかる仕事ですけれども、手話に限らない、手話だけに偏ったものの考えだけはしないでほしいというのが私の考え、意見であります。

皆さんが聴覚障害者情報提供施設に求めるもの、それは、健常者であろうと、聴覚に障がいがあろうと視覚に障がいがある方など、誰が行っても安心して話を聞ける、言えるそういう施設であるべき、これが本来の姿ではないだろうかというのが私の意見であります。以上でございます。

(橋本部長)

ほかの方からもご発言をお願いします。

佐々木委員から手がありました。

(佐々木委員)

北海道中途難失聴者協会の佐々木です。

私どもは聴覚障害者情報提供施設の設置は長い間の念願ですので、いよいよ設置になるという見通しがついたことは大変な喜びです。

それについて、私どもの立場で情報提供施設に大切だと思えることとお話したいと思えます。

情報提供施設に期待することの一つは、相談業務です。

聴覚障がいというのは、情報を十分に得られないという障がいです。

人生の途中で聴覚に障がいを負った、聞こえない方がおります。そういう方々のためにも、私どもの協会も精一杯活動していますが、依然として十分に情報は届いておりません。

難聴に関する相談は、我々でも随時受けておりますけれども、相談に来る方々は、皆さんどこに相談したらよいのか分からなかったということをおっしゃいます。ようやく私どもの協会にたどり着いたという方が多いです。

ですから、耳鼻科医院などには聞こえの悪くなった方は必ず行きます。そういった聴覚に関係のあるところに聴覚障害者情報提供施設の設置を周知していただければ、人生の途中で聞こえなくなった方たちにも、情報提供施設での相談によって社会復帰が早まることを期待できると思います。これは最も大切なことだと思えますので要望したいと思います。

次に災害時の対応ですけれども、武田委員もおっしゃっていましたが、あのときは全道がブラックアウトに陥りました。

そのときはテレビ等の情報が遮断されてしまった。災害では、情報がものをいうと思います。テレビ等は有力な情報源だと再認識したと思います。

しかし電気が切れ、携帯も使えない携帯のバッテリーも少なくなるという状況で、私達は情報を得られない聴覚障がい者です。本当に改めて災害時の情報格差というものを思い

知りました。

いろいろな災害は平等に降りかかりますけれども、災害の後の情報には大きな格差があります。

情報提供施設があれば、聴覚障がい者のための情報発信ができる体制が整えられることと期待しています。

次は、インターネットコミュニケーションテクノロジーの推進ですけれども、いつもこの場で言うので、飽きられてしまうかと思いますが、近年は音声変換が飛躍的に向上しています。音声変換アプリができてから5年ぐらいでしょうか。音声変換で話しているかのように文字で変換されて表示されるようになりました。

視覚障がい者の方の読み上げ機能も iPhone に入っています。

手話通訳も最近では遠隔での通訳が可能になってきていますし、身体障害者福祉法の身体障害者社会参加支援施設ですから、情報提供施設には聴覚障がい者のための社会参加支援の ICT の推進を特にお願いしたいと思います。

最後に情報提供施設に関しては、さっきまで私の立場で言いますと、聴覚障がい者に関する事業を一つにまとめることが大切ではないかと思っています。

すぐにすることは難しいということはよく承知しております。順次ということも東課長の言葉の中にありましたので期待していきたいと思います。

情報提供施設が出来るのに、聴覚に関するいろいろな機能が拡散しているのであれば、施設ができる意味がありませんので、私は避けるべきだと思っています。

今までのことや、現在の状況も大切だとは思いますが、新しく整備される情報提供施設には、これからの将来を見据えての事業の推進を期待したいです。

また、一般の道民の立場から考えても、情報提供施設があるのに事業が拡散されることは何のための情報提供施設だと思われるのではないかと、理解は得られないのではないかと思います。

そこに行けば、聴覚障がいに関する情報を得られるという施設の設置を望みます。

以上です。

(橋本部長)

はい。ありがとうございました。

他にご発言いただけますでしょうか。

松井委員から、手が挙がりました。

(松井委員)

北海道手話通訳士会の松井です。

すでに北海道ろうあ連盟と北海道との間で情報提供施設の機能等について話が進んでいるという中で、あり方について今ここで議論しても的外れなものになってしまわないかと危惧を持っているところです。出来ましたら先ほど説明がありましたけれども、現在進めている状況について情報をいただければありがたいなと思っているところです。

それと、あえて他のことと言いますと、広域分散型であるとか、災害のところというこ

とであれば、例えば札幌が機能しなくなったのであれば、出先のところは多少小さくても、機能維持できるような仕組みというものもいるのではないかとということと、あと全国にある情報提供施設の間での応援体制が必要ではないかと考えているところです。

具体的なところにつきましては、今言っても的をはずしそうですので、控えます。

(橋本部長)

渋谷委員から手が挙がりました。

(渋谷委員)

渋谷です。

佐々木委員のお話を聞いて同じ意見です。

今現在、ほとんどの県・政令指定都市の情報提供施設では、要約筆記、手話通訳、盲ろう関連事業が分散しないように取り組まれているというのが現状です。

広域である北海道でこれから運営していくときには、聴覚の関係はこの施設に聞いたら分かるというように、色々な情報が得られることで安心感も得られるのではと思います。

私も分散ではなく、すぐには無理かもしれませんが事業を一緒にしていくことが、将来的に、必要な方向性ではないかと思っています。

松井委員が投げかけたことに対して、現状についてお聞きしたい。

全国では、全国情報提供施設連絡協議会を立ち上げており、各県、例えば北海道であれば北海道東北ブロックというようにブロック単位に分かれて研修会もしています。

決してろう者だけではなく、耳の不自由な方、またろう者の家族に対する相談支援業務等が充実されているのが実態です。

北海道にもすばらしい施設が建つことはとても大事だと思います。当事者の方々との議論を深めて良い施設になればと思います。

以上です。

(橋本部長)

沖村委員から手があがりましたので、ご発言をお願いします。

(沖村委員)

沖村です。

渋谷委員のお話の中で盲ろうの方のことが出ていましたので、それに関連してお話をさせていただきたいと思います。

まず、情報提供施設について、私達の札幌盲ろう福祉協会の事務所も札幌市視聴覚障害者情報センターにありますので、どのような役割を果たしているのかはある程度理解しております。

また、北海道が最後だと言っていましたので、ちょっと驚きましたが、ようやく情報提供施設が、北海道にも開設されるということで、本当に私もとても嬉しく思います。

ただ、渋谷委員からのお話にありましたように、聴覚障害者情報提供施設というところ

に、盲ろうも一緒に入ることにはならないと思います。

それは、私達盲ろう者は聴覚障がいだけではなく、視覚障がいも併せ持つ、個別性と多様性の高い独自の障がいを持つ者です。

ですので、コミュニケーションの困難さ情報取得の困難さだけではなく、移動の困難という三つの困難を抱えております。

コミュニケーション方法も、発生の時期や環境などによっても異なります。

例えば手話だけではなく、私のように音声、点字、指点字、手のひらかきなどと多様です。

私たち盲ろう者の願いは、鳥取県のように、条例ができたことで、盲ろう者支援のための盲ろう者支援センターが開設されましたが、北海道にもぜひとも盲ろう者支援センターの開設を強く願っております。

私たち盲ろう者の団体は、ろうあ連盟さんや中途難失聴者協会さんよりもまだまだ年数は浅いです。

皆様方が今まで長い年月をかけてここまで築き上げられたことは本当に素晴らしいなと思っております。

そういう意味で、私達盲ろう者も、盲ろう者支援センターができることで、どのタイプの盲ろう者もここに行ったら、盲ろう者のことがわかる、安心できるという場所を作ってほしいなと願っています。

私からは以上でございます。

(橋本部長)

泉委員から手が上がりました。

(泉委員)

北身協の泉でございます。

札幌盲ろうさんから意見がありましたが、私も、盲ろう者等は、ろうと盲の重複障がいではありますけれども、それは重複の障がい者ではないと思います。盲ろう者という、個別の独特の、そういう一つの障がいだということを皆さんに理解してもらいたいというのが私どもの意見でございます。以上です。

(橋本部長)

ありがとうございます。

他にご発言あれば、吉田委員から手が挙がりました。

(吉田委員)

全国要約筆記問題研究会北海道ブロック、吉田と申します。

今回、聴覚障害者情報提供施設の設置に向けて、お話が進められていることは大変喜ばしいことだと思っております。

ただ、先ほど泉委員がおっしゃったように、ろうあ連盟だけで、手話だけでお話されて

いて、要約筆記という事業が含まれてないのがとても悲しく思いました。

段階的に充実を進めていきたいと考えている中に、要約筆記も含まれているものとは思いますが、具体的な計画が知りたいです。

あと、現在の開設に進めた検討の状況等の説明をしていただきたいです。

(橋本部長)

ありがとうございました。

まだご発言いただいてない人もおられますが、よろしいでしょうか。

ここでちょっと事務局からご発言をいただきたいと思います。

(事務局 東)

事務局の東です。

先ほどもお話したとおり、今ろうあ連盟委員の皆さんと具体的にどういう形でスタートが切れるかということ協議させてもらっているところで、まだこの場でこういったものにするということをお示しできない状況にあります。

聴覚の施設を開設するうえでは、難聴の皆さんであったり、盲ろうの皆さんとも関わりがあることですので、そこは情報提供施設ができた後も、今後その聴覚障がい者への支援をどうしていくのかということ、関係する機関ときちんと協議を重ねながら、施設の運営をしていくようにしたいと思っています。

現在、聴覚ではなくて、視覚の障がい者の情報提供施設、点字図書館というのを道の機関としては二つの法人に札幌市と帯広市で展開してもらっています。

札幌では、日本赤十字社北海道支部さんをお願いしているのですが、そこでは点字図書館の運営について、各関係者の方が集まる協議会的な組織を設けて運営に関わるご意見を伺いながら進めておりますので、聴覚についても、普段から難聴の団体の皆さんとか盲ろうの皆さんとも連携をとり、協議の機会を設けながら情報提供施設の運営を進めていくことを考えています。手話に関する事業だけではなく、他の要約筆記の事業等も含めて、道内での支援の仕組みを充実していきたいと思っています。

(橋本部長)

まだ、全体のイメージがつかみにくいと思いますが、整備をしていかなければいけない現実もあります。

開設に向けて、ろうあ連盟の方と事務局との間で、話し合いを始めているとうかがいました。なにか想定していることとかありましたら、佐藤委員からお話をいただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

先ほど、東課長の方が話された内容以外では、申し上げることはありません。

今の段階で、全てのことが1回でまとまるとは思いません。

先ほどの各団体の方々の御発言があったとおりです。だからと言って全てがまとまって

からスタートするというのではなく、まずできるところからスタートして、課題は進めながら検討するというのが良いやり方だと思っています。

去年の災害が起きたときに思ったことですが、正直に言いまして、何もできませんでした。

北海道全体がブラックアウト、想定外のことでした。そういう状況の中で、私がどこから情報もらったかという、北海道のなかではなく、東京、大阪の方から情報をもらいました。

道外の方はテレビを通して情報がある程度把握できていました。北海道内では何もできませんでした。そういう経験から全てを行政の責任でやるということは限界があると思います。

行政も当然考えることですが、やはり民間の方々との連携をどうしていくのかを考えていかないと解決は難しいと思います。情報提供施設の中で協議していく必要があると思っています。

今の段階で、理想は言うことができても、今後問題をどう解決するかということは、決まった指針が出てるわけではありません。

今は、とりあえず話し合いを積み重ねていくことが先だと思っています。

(橋本部長)

佐藤委員からのご発言で、まずはできるところから、進めていかなければならないというご発言がありました。

また、今の段階で、情報提供施設が何をどこまで担っていくのか、他の団体とどのように連携していくのかすべてを決定するのは無理なのではないかという意見でした。

佐藤委員のご発言の中に、地震の際に、大阪など道外から情報が初めて入ってきたということがありました。

情報提供施設においては、災害時などに障がい者の方に少しでも早く情報が伝えられるような仕組みを目指さなければいけないと思いました。

各委員の皆様の発言を聞いていますと、行政がすべてを担っていくというのは難しいということでしたので、民間あるいは当事者組織が情報提供をどのように担っていくか検討していかなければならないと思います。

しかし、何事もスタートさせなければ形になっていきません。

情報提供施設は、北海道が最後であり、一番遅れているということになりますと、このままでは絶対いけないわけです。

ですから、方向性としては、分担分立ということ最初はやむを得ないとして、協議しながら様々な課題を確認しながら、改善をしていくという方向性になろうかと思っています。

もう一度、事務局からも発言をいただければと思います。

(事務局 東)

事務局の東です。

委員の皆様からは、現在の進捗状況について、重ね重ね質問をいただいていますけれど

も、今はまずどういう形からスタートしようかということとその設置運営をしていただくろうあ連盟さんと話をしているところです。

今現在は開設時期を含めて、いつから情報提供施設をスタートすることができるかということもまだ決定はしていないという状況です。

今後に向けての様々なご意見を各委員の皆さんからいただきましたので、先ほども言いましたように、情報提供施設が起ち上がった後も、同じ聴覚障がい者の方の相談等を情報提供施設として受けることも当然あると思いますので、事業実施されている団体の皆様とも、より良い連携をして、聴覚に障がいをお持ちの方に対して、適切な対応ができるように努めていきたいということで、まず連携を深めたいと思っていますし、そのためにご意見を伺うような会議が必要であれば、そういった場を設けながら運営をしていくことも、今後検討したいと思っております。

今日ご意見いただきましたので、それを踏まえてスタートする最終的な形を整理していきたいと考えています。

(橋本部部长)

聴覚障害者情報提供施設というものが絶対に必要であるということは、この部会の中で一致しております。

ですので、今事務局のお話を伺いまして、より思いを強めたのは、協力してそれから、こういう部会等で、話し合いをしながら実現に向けて進めていかなければならないということだと思えます。

畑中委員から手が挙がりました。

(畑中委員)

北海道手をつなぐ育成会の畑中でございます。

ただいま部長からお話があったように、聴覚障害者情報提供施設というのは必要なものだろうと思います。この中で各聴覚に障がいをお持ちの方を支援されている方、またご本人たちが連携をとりながら、情報交換をするってというようなことはこの施設の機能の役割の中に入ると思っております。

それと、聴覚の方ばかりではなくて、身体も知的も全て含めて、聴覚障がい者提供施設の中で何か必要なことがあれば一緒に連携をして取り組んでいくというようなことも考えていただけたらと思っております。

まず第一番目に、私が思うことは、災害時の聴覚に障がいをお持ちの方に対する支援というのは最優先ではないかと考えております。

というのは、どうしても情報というのは耳から入る情報がすごく多いということで、聴覚に障がいをお持ちの方には、災害に対する情報がなかなか伝わらないというのは常々聞いているところでございますので、ここら辺をこの情報提供施設でカバーしていただければと思います。

命に関わることですので、大事なことはないかと考えているところでございます。

以上でございます。

(橋本部長)

ありがとうございました。

関係団体の皆さんと連携をとっていくというのは、情報提供施設の役割でしょうかとの質問でしたが、それは当然の役割ということで皆様よろしいですね。

時間もいいところまで来ておりますが、情報提供施設のあり方という点については、様々なご意見がいただけたというのが今日の成果だろうと思います。

一つ一つ非常に大切なご発言をいただきました。平成30年度のこの時期に、この部会を持った意義というのは、31年度に向けて、できるだけ速やかに、情報提供施設という機能がなかった北海道に第一歩のスタートを作っていくたいということだろうと思います。

今日の部会の意義、意味というところは、次の展開、次の一歩に向けての出発点と言うことで踏まえさせていただきたいと思います。

事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局 東)

事務局東です。

本日は、本当に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

今日お話いただいた聴覚障害者情報提供施設につきましては、色々いただいた意見も踏まえて、今後、協議の方を具体的に進めていきたいと思っています。

また関係団体の皆様とも、今後ともいろいろ意見交換等をさせていただきながら、聴覚障がい者の方への情報提供、情報保障といった取り組みも進めていきたいと思いますので引き続きご協力をよろしくお願いしたいと思います。

(橋本部長)

最後に、どうしてもこれは言っておきたいということがあれば、挙手をお願いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

沖村委員から手が挙がりました。

(沖村委員)

沖村です。

災害時の対応のことですけれども、行政の方、またはこの情報提供施設ができることで、ここからの情報提供ということもお話されていましたが、私の場合は、目と耳の両方が不自由です。

補聴器を取ったら、夜中になってしまうとピンポンが鳴っても聞こえません。目も悪いので、逃げるにも不自由です。

支援者の方々からの連絡がありましたけれども、私は団地で暮らしているのですけれども、自分からこういう障がいを持っていますので、何かあったときは助けてください、こういうときはこういうふうに助けてくださいということを自分から発信するようにしてい



ます。

全道的にブラックアウトになったり、災害が起きたときは、たとえ手話通訳者であっても、要約筆記者であっても、盲ろう者通訳・介助員であっても、行政の方であっても、そう簡単には動けないと思います。携帯電話も充電が切れたらそれまでです。

ですから、自分はこういう障がいなので、こういうときは皆さん気がついたときに助けてくださいということを自分から発信した方が一番良いのではないかと思います。

9月の地震のときは、同じ地域の自治会の副会長さんが声をかけてくださいました。

例えば先日の地震のときは、会長さんから連絡がありました。

情報提供施設から連絡があっても、対応される方々も大変だと思います。ですから、自分自身の障がいについて、地域の方々に恥ずかしがらないで発信していくのが一番大事だと思います。

以上でございます。

(橋本部会長)

情報提供施設にすべてゆだねるのではなく、暮らしている地域の中で、共助、共生といえますか、そういう環境を作っていくということも1人1人の役割ですし、またそれをバックアップしていくのも施設の役割でもあるのではないかと思います。最後にまとめの発言をしていただきました。沖村委員、ありがとうございました。

以上で本日の協議を終了させていただきます。

これをもちまして、第3回意思疎通支援部会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。